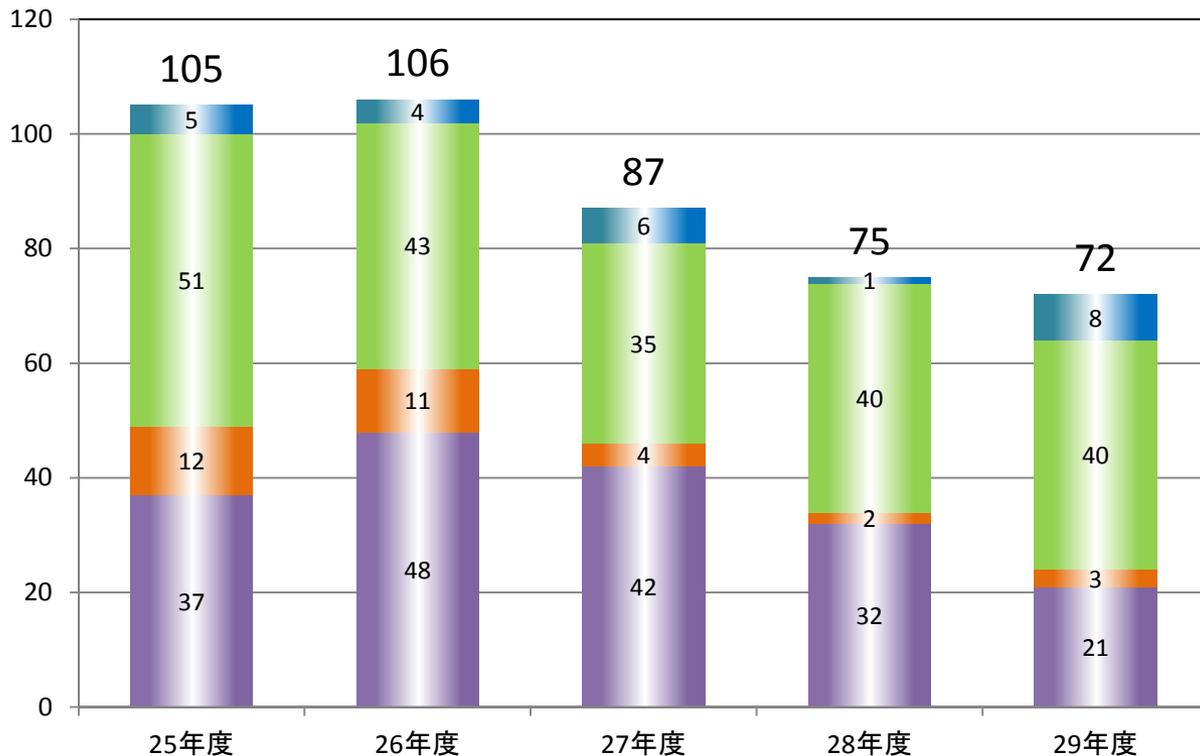


# 無線局等に対する混信・妨害の申告件数

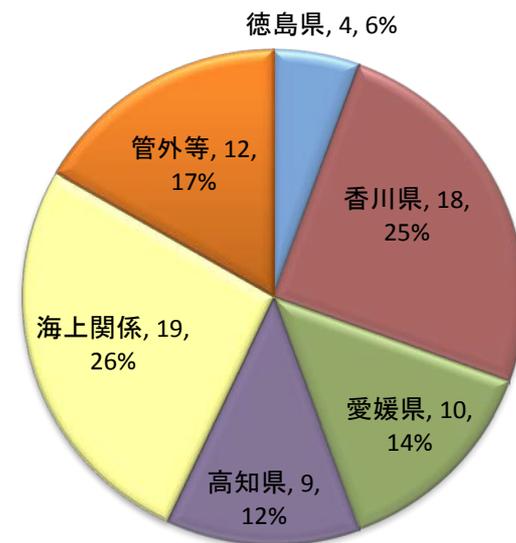
平成29年度の申告件数は、全体で72件(前年より3件減少)。重要無線通信妨害への混信申告は減少しているものの不要電波による電子機器への障害申告は増加。

申告の約3割を占める重要無線通信妨害については、船舶の安全航行に使用する国際VHFの混信が全体の約8割を占めている状況。原因は、主に運用者によるスイッチの切り忘れ、操作ミス、機器故障。

四国における混信妨害の申告件数の推移



平成29年度県別申告件数



■重要無線通信妨害 ■一般業務用無線 ■アマチュア無線 ■電子機器・その他 合計

# 重要無線通信妨害の事例

## ■ 廃棄物置場で発見した遭難信号発信器

= 平成28年4月 愛媛県松山市 =

第六管区海上保安本部から、船舶の遭難時に使用される信号(周波数121.5MHz)が発射されている旨の申告を受け、電波監視車による探索を実施。松山市の廃棄物置場でスクラップの中に埋もれていた発信器を同工場の協力を得て発見し、電波の発射を停止。



発見された遭難信号発信器

= 平成29年11月 高知県高知市 =

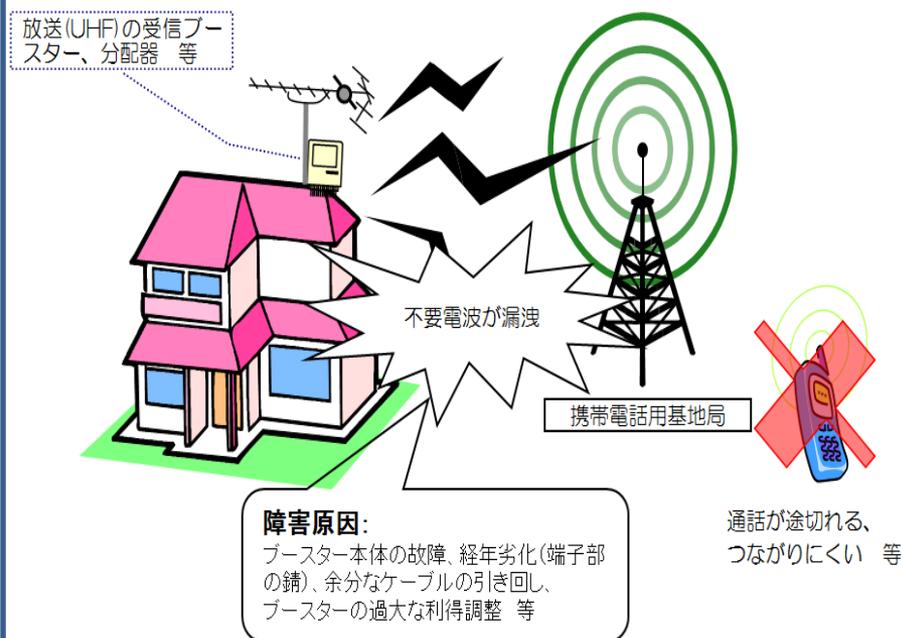
第五管区海上保安本部から、船舶の遭難時に使用される信号(周波数406.025MHz)が発射されている旨の申告を受け、電波監視車による探査を実施。高知市の産業廃棄物処理場の廃棄物の中に埋もれていた発信器を、同処理場の協力を得て発見し、電波の発射を停止。

## ■ 携帯電話基地局への混信対応

= 平成30年3月 愛媛県松山市 =

電気通信事業者から携帯電話基地局の700MHz帯周波数に干渉がある旨の申告を受け直ちに調査を開始。

基地局周辺における放送受信設備から電波の漏洩を確認したため、設置者においてブースターを交換することにより混信が解消。



# 捜査機関との共同取締り状況

電波法違反無線局や不法無線局の排除・撲滅を図るため、捜査関係機関（警察及び海上保安庁）との連携強化による共同取締りを実施。

- ・平成29年度は路上又は海上において、共同取締りを10回実施。
- ・不法市民ラジオ1局、不法パーソナル無線2局、不法アマチュア無線6局、不法漁業用無線1局を電波法第4条違反（不法開設）で摘発。

### 平成29年度共同取締り結果

県	捜査機関	実施回数	摘発された無線局の種類・数
徳島県内	警察	3回	不法アマチュア無線 1件・不法パーソナル無線 1件
	海上保安庁	1回	不法パーソナル無線 1件
香川県内	警察	2回	不法市民ラジオ 1件
	海上保安庁	0回	
愛媛県内	警察	1回	不法アマチュア無線 1件
	海上保安庁	1回	不法アマチュア無線 1件
高知県内	警察	1回	不法アマチュア無線 2件
	海上保安庁	1回	不法漁業用無線 1件

### 捜査機関との共同取締り状況（過去5年間）

